

## 令和5年第3回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年3月24日(金)  
開 会 午後1時23分 閉 会 午後2時10分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(11人)  
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳島 伸精  
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子  
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)  
⑨山上 克秀
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)  
⑭岡田 信夫 ⑮山本 猛 ⑯芝田 俊幸 ㉓瀬戸 明
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)  
⑬榊谷 武史 ⑰村田 清二 ⑰岡田 耕一 ⑱悦永 秀雄  
㉑三宅 一徳 ㉒稲農 幹夫 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農用地利用集積計画について
  - (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
  - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 5番 松生委員 7番 山本委員
- 10 会議の結果  
議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席の方全員おそろいですので、ただいまから羽咋市農業委員会を開催いたします。  
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。9番、山上委員から欠席される旨の連絡を受けております。  
ただいまの出席委員数は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。  
会 長 (挨拶)  
事務局長 どうもありがとうございました。  
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
  - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議案第3号 農用地利用集積計画について
  - ・議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
  - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまから会議を開きます。  
 本日の議事録署名員に、5番 松生委員、7番 山本委員を指名します。  
 よろしくお願いたします。  
 それでは、会議に入ります。  
 本日上程されている「議案第2号」、整理番号1番につきましては、申請面積が1,000㎡を超えている案件となっておりますので、審議する前に全員で現地を確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、一旦、暫時休憩といたします。

( 現 地 視 察 )

事務局 議案書6ページをご覧ください。  
 整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で面積は1,660㎡です。  
 位置図は7頁をご覧ください。  
 譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。  
 転用目的は、駐車場用地とするための申請となっております、従業員の駐車スペース25区画及び大型車両2区画を設ける計画となっております。  
 申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。  
 現行の駐車は国道を横断した第2工場などですが、安全性と資材搬入経路を確保するため必要で、既存施設面積3441㎡であることから既存施設敷地面積の2分の1を超えないことを確認しています。  
 なお、生産組合の同意を得ております。

議長 それでは、会議を再開いたします。  
 ただいま現地を確認いたしましたので、2号議案を先に審議したいと思います。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 現地で説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

議長 では、担当委員さんのご意見を伺います。

事務局、お願いたします。

- 事務局 担当委員さんである〇〇さんから、この件について譲受人、それと代表人さんに確認したということで、あと施工に当たっては擁壁で南側に隣接する農地への影響もないということで、特に問題はないという報告を受けております。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 担当委員さんはご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。
- 委員 先ほどちょっと現地皆さん見られたんですけれども、擁壁を設けるあるいはどんな形で仕上げるとか、そういう話とか。あそこに雨水、どんな形で流れる、そこら辺の内容についてはどんな内容ですかね。
- 事務局 擁壁については、今あります敷地と同じレベルまで造成というか土盛りをします。それに係る擁壁ということで、東の方向、南の方向と西の方向ですか。——西は関係ないか。南と東の方向に擁壁を設置すると。
- 雨水については、特にその周辺に水路を設けるのではなくって、自然流下によって今工場のあるほうへ流れるようなことを考えているということでした。
- 今、国道から道路を横断して中のほうに入ってきたと思うんですが、そちらのほうの側溝に水を入れるという計画でございました。
- 委員 仕上げは砂利？ アスファルト？
- 事務局 仕上げのほうは砂利というふうに聞いておるんですけど、ただ、将来的にはアスファルトにするかもしれないですけど、今のところ、砂利というふうに聞いております。
- 委員 農地転用以外にほかのいろんな届出とか、そういうことはあるんですかね。農地転用だけ？
- 事務局 だけです。
- 委員 都市計画法の開発行為には当たらないということで。
- 事務局 そうです。
- 委員 その辺の造成の基準的なもの、これはどこかの基準を持ってきて結果、造成を行う。擁壁にしる、雨水にしる、それもやっぱり崩れようが何しようが、今現在もっておればいいわというような。
- 事務局 いや、崩れるといたしますか、崩れるとなると周辺への農地への影響というのは当然出てきますので。
- 委員 ですから、擁壁とかそういったあそこはやっぱりあれ見ると2 m以上擁壁があるようにちょっと見てきたんですけど、特に東側。
- 事務局 東側はちょっと一段小高くなっておったと思うんですけど。
- 委員 上へ、こう上がるとるが。
- 事務局 私はそういうふうに見ておったんですけど。木があるけれども、一段ちょっと。
- 委員 東側だけが低いんで、あと南側にしても北側にしても、それから西側にしてもちょうどフラットになっとる。要は東側をどうするかだよな。

委員 そうそうそう。  
委員 東側に擁壁をいいのにするかどうかやわ。  
委員 それは現状の宅盤で仕上げるといふふうにおっしゃったんで、ここに擁壁造るといふことですね。  
事務局 そうですね。擁壁造るといふふう聞いています。  
委員 それの擁壁の基準はどんな基準でやられるんですかね。  
事務局 どういう厚さの擁壁とまでは書いてなかったです。  
委員 だけど、それはやはり許可するのは、これは県の許可になるんですけど、うちの意見もつけて出すのであれば、擁壁はこの基準を使ってやりますとか、体制はこの基準でやりますとかいうようなことをやはり確認した上で、特に支障がないならないといふようなことで意見をつけてあげるのかなと思うんですけど、違うんですかね。  
事務局 一応申請のほうには「周辺への影響がないようにします」とは書いてあるんですが。  
議長 図面はついてないね。  
事務局 平面図的なものしかなくて、立面図でどれだけの厚さのものを入れるといふのはついてなかったです。  
委員 ですから、造成とかそんなのを別のどこか部署で検査をしてやるんならいいんですけど、農地法だけ、近いものを、結局しないといふような感じなんで、やはりそういったものもどんな基準で使ってやるのか、それは最低……。  
事務局 その辺については、今ご指摘もございましたので、代表人さんを通じてどのような擁壁入れられるのかといふのは確認します。  
委員 今〇〇委員おっしゃってるように、例えば擁壁についてはこのような形でしてほしいといふこと、それから排水については〇〇さん言われるように国道のほうへ持っていくのであるならばそういうふうな形のものにしてほしいとか、いふのを農業委員会としてきちっとしたもの書いて出さない。ただ、やみくもにこうやといふ話しておっても駄目やから、申請については許可制にしても、ほかの農業関係に影響を与えるようなことのないようにと、私らも心配していることなんで、そこはしっかりと書いて、委員会としてこういうふうにしてほしいといふことは言うべきはないか、そして出すべきやと思います。反対とかそういう意味ではない。  
事務局 分かりました。  
議長 では、今ほど〇〇委員あるいは〇〇委員からご指摘のあったとおり、申請に対して立面図等をつけて、どういったものを入れるかはっきり示しをいただいて、県のほうへ上申したいと思います。いかがでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、異議なしと認め、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。  
全委員 異議なし。  
議長 では、「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第1号 農地法第3条の規定の許可決定について」を議題

とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の申請地は、〇〇町の田 1 筆で、面積は 1,182㎡となっております。

位置図は 3 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。譲渡人の申請事由は、労力不足により譲渡を希望されたためです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による 12 a で、当該地区の下限面積の要件 10 a を満たしております。

続きまして、整理番号 2 番の申請地は〇〇町の畑 2 筆で、面積は 984㎡です。

位置図は 4 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による 118 a で、当該地区の下限面積の要件 10 a を満たしております。

続きまして、整理番号 3 番の申請地は〇〇町の田 1 筆で、面積は 122㎡です。

位置図は 5 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足により譲渡を希望されたためです。

譲受人の申請事由は経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による 151 a で当該地区の下限面積の要件 10 a を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

まず、整理番号 2 番、〇〇委員さん。

担当委員 譲渡人、譲受人双方に確認したところ、合意していることから特に問題ないと判断いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号 1 番、3 番は〇〇委員さん。

事務局、お願いします。

事務局 〇〇委員さんから整理番号 1 番、3 番について、特に問題はないという報告をいただいております。

- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書10ページをご覧ください。  
説明する前に、議案書の訂正をお願いします。  
借り手農家が「6件」と記載しておりますが、「5件」でしたので訂正のほうよろしくをお願いします。  
それでは、利用権設定の概要をご説明します。  
今回は田12筆の設定があり、合計面積は18,693㎡です。  
利用設定期間別に見ますと、3年が4筆、5年が3筆、10年以上が5筆の権利設定となっております。  
申請件数は、貸し手農家が10件、借り手農家が5件となります。  
各筆明細の一覧は議案書11ページに記載しております。  
申請件数は10件で、新規設定が7件、再設定が3件となります。  
案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。  
事務局からの説明は以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま「議案第3号」について事務局より説明がありました。何かご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書12ページをご覧ください。  
本市では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針で目標設定し、最適化活動を実施しております。  
事業予算となる交付金事業の要件により、目標設定、活動記録、点検・評価、公表・報告が行われるため、今回改正することとなりました。

つきましては、議案書の朱字部分が改正点となっております。  
事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま事務局より改正趣旨について説明ありました。これについて何か委員各位からご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

今回解約される農地は7筆で、面積は8,802㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より「報告第1号」について報告がありました。何かご意見があればよろしくお願いします。

全委員 なし。

議長 「報告第1号」は報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告どおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案審議が終了しました。

ここで一旦委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人